

トドの管理の見直しに関する検討会
平成26年7月24日

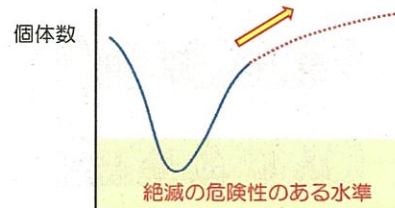
今後のトドの管理の考え方について

水産庁増殖推進部漁場資源課

これまでのトドの管理の考え方

個体数回復を図るため、生物学的間引き可能量に基づき管理〈PBR法(Potential Biological Removal)〉
⇒ かなり**安全側に配慮した管理方針**

〈PBR法による管理のイメージ〉



①

トドの管理についての問題認識

絶滅回避に重点を置き保護的管理

個体数回復（絶滅危惧種選定解除）

漁業被害増大

追いつきは効果続かず

強化網は漁獲物被害を防げず

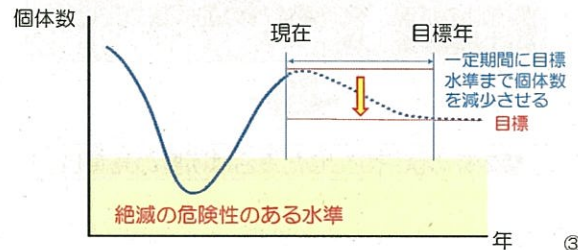
トドの絶滅回避と漁業被害の軽減を両立させる管理方法（個体数管理）を検討する必要

②

基本的な考え方①

トドの**絶滅の危険性がない範囲内**でトドによる**漁業被害を最小化**することを目標とする。

個体群動態予測の結果から、**絶滅の危険性がない範囲内**で個体数を減少させる



③

管理目標

10年後に来遊個体群の個体数を**現在**（直近の推定時点（平成22年））の水準の**60%**とする。

このためクオータを**501頭/年に設定**

- ※1. 年間の採捕数枠から混獲死亡個体数（103頭）を減じたもの
- ※2. 前年度の未消化分があった場合には、クオータの15%相当分に当たる75頭を限度に翌年度に繰り越すことが可能（ただし如何なる場合でも採捕枠は576頭を超えない。）

上記のクオータは1年前倒して、平成26年トド年度から開始

④

見直し前後のクオータの比較

	年間のクオータ	
	従来 H22～26 年度	見直し後 H26～30 年度
日本海来遊群	206	501
根室（知床）来遊群		15



⑤

基本的な考え方②

過剰な採捕により、絶滅危惧種選定まで個体数の減少を来したという過去の経験を踏まえ、以下の考え方に基づく。

予 防 原 則

順 応 的 管 理

⑥

予 防 原 則

管理目標は、不確実性を考慮し、以下の基準に該当することを条件として設定。

① 30年後の来遊個体群の個体数が現在の水準の20%となる確率が5%未満となること

② 100年以内に来遊個体群が絶滅する確率が10%未満であること

⑦

順応的 management

新たな考え方による管理を開始して5年経過後に採捕数の状況や来遊個体群の個体数の変化等を点検・評価し、採捕数等の所要の見直しを実施。

(点検項目)

採捕数の状況、来遊個体群の個体数の変化、漁業被害状況等



想定外の状況が生じた場合は所要の見直し

⑧

留意事項及び配慮事項

トドの管理を的確、円滑に行う観点からの留意事項及び配慮事項を合わせて提示。

【留意事項】

- ① 来遊個体群個体数の正確な把握
- ② 採捕数の正確な把握
- ③ 漁業被害情報の把握、精度向上
- ④ 効果的な採捕方法の採用
- ⑤ 被害軽減効果の検証法の検討
- ⑥ 揚収可能な方法による採捕
- ⑦ 関係資源の資源状態の分析

【配慮事項】

- ① 熟練ハンターの技能伝承を図るためのハンター間の技術交流促進
- ② 生態に基づく非致死的手法の導入及び強化網普及等の被害防止対策と合わせて推進
- ③ 採捕された個体の食用等への利活用の促進

⑨